

個人情報保護に関する法律についての
経済及び産業部門を対象とするガイドライン草案について
経済産業省による公的見解の求めに応じる
在日米国商工会議所
プライバシー・タスクフォース
及び金融サービス委員会の
意見

I. 概要

個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン草案（以下、「本ガイドライン」という）に対するコメントを行う機会をいただき感謝しております。個人情報保護に関する法律（以下、「基本法」という）の作成中に日本政府に提出した「個人情報保護法案の成立を」と題する先の在日米国商工会議所見解でも述べましたように、我々の信ずるところでは、正当に期待される個人のプライバシーを保護するために基本法は必要かつ健全な措置であります。一方、個人情報を取り扱う会社にとってビジネスの現実に即して運用を行う柔軟性がある必要をも考慮するものです。各省により公布される予定のガイドラインは、基本法の一般的な規定を解釈するために不可欠のものとなるものであり、情報保護の原則と同時に情報の適切かつ効果的な利用の価値の両者にまたがる基本法の適切なバランスに従うべきものです。

さらに、基本法の枠組みの下で諸省庁が特定セクターに向けたガイドラインを担当することとなる以上、様々な規則及びガイドラインが相反するのを避けるためには、省庁間の強力な調整が不可欠となります。特に、すべての省庁が作成したガイドラインが相互に矛盾がないものであることが重要でしょう。例えば、すべての省庁がそれぞれのガイドラインで用いる定義及び用語、並びにすべての省庁が課す義務は、すべてのガイドラインを通じて、一貫して用いられるべきものです。また、執行の過程においても、省庁間の強力な調整のあることが重要となるでしょう。共通管轄がある場合は、諸省庁は、統一見解を作成し、共通の裁定又は決定を下すべきです。事業者は、省庁間の相違を解決する責任を負わされるべきではありません。可能な範囲で、かかる裁定又は決定は、事業者が諸省庁の解釈を理解し、その事業をすすめるに当たってかかる解釈に信頼できるように、公刊及び公表されるべきです。同様に、関係省庁は、事業者が諸省庁と相談でき、かかる事業に反対する行政処置をとらないという諸省庁の決定に信頼できる「ノーアクション・レター」手続きを使用すべきです。基本法及びその関連のガイドラインを執行するに際して制度の透明性と予見可能性を高めるためには、かかる手続きは不可欠です。

我々の考えでは、本ガイドラインが最終的に経産省により決定されるに先立ち数多くの修正が必要です。本ガイドラインでは、詳細な義務規定及び任意規定が定められています。多くの規定は任意的なものですが、しばしば大企業による最善の努力を定めており、本ガイドラインが記す特定性の水準により、過度に命令的なものとなっています。日本政府の言う自主規制推進のアプローチに合わせて、各事業者は、自ら、その運営に適切な処置を決定する必要があるのです。

法律の平等かつ公平な執行により透明性を高めるために、日本の政策として、すべての会社に対して遵守が奨励されるべきです。明示に「任意的」な手続き及び規定を定めることに

より、現実に遵守しようと望んでいる会社がかかる規定を厳密に解釈し、これらが将来の執行が行われる場合を示しており、また任意のガイドラインであっても遵守しない会社は社会的信用に悪影響を受けるかもしれないということを暗示するものと考えられるでしょう。これにより、法律を遵守しようと努力している会社が、同じ規定を「単なる任意条項」とみなす競合会社に比べて不平等な立場に置かれるという望ましくない結果が生ずる可能性があります。さらに、ガイドラインで「任意」とされているとしても、行政及び民間の民事執行においては、これらの任意基準が、行政当局及び法律を解釈する裁判所の見方により、任意条項に従わなかった会社に不利な証拠となることもあり得ます。

それ故に、経産省は、その管轄に属するすべての会社に対する義務とされるべき規定のみを本ガイドラインに記載するようにお勧めします。ただし、経産省が任意のガイドラインが必要であると考えられる場合は、経産省は、任意規定が示すのは事業者が基本法を遵守する方法の例、又は最善の実行例であって、基本法を遵守するための唯一の方法を示すのではないと明示すべきです。本ガイドラインはまた、特定の提案を採用しないことが、十分な安全性を提供していないことを意味するわけではないと明確にするべきです。

目的特定要件(本ガイドラインの「2(1)」)もまた、OECD ガイドライン及び EU 指令に用いられているよりも高い基準を事業者に対して課しています。さらに、かかる基準は、産業界それぞれの特殊な慣習にあわせてつくられた基準を推進するように産業界の自主的規制を奨めるという日本政府の方針及び基本法の意図に反するものです。かかる要件の結果、過度に詳細で長大な通知が必要となり、個人が閲読し難いものとなるでしょうし、また大量の通知は、事業者及び従業員にとって不必要かつ不合理な負担を招く結果となるでしょう。

さらに、本ガイドラインでは、事業者と外部委託先との間に契約書が必要であると示唆しており、かかる契約書に定められるべき処置の範囲を推奨しています。産業の部門及び事業者と外部委託業者との関係によって、契約書は必要である場合もあれば必要ない場合もあるでしょう。本ガイドラインは、契約書が必要であるか否かを事業者が自ら決定する必要があり、これは事業者と委託先との関係によると認めるべきであると思料します。

安全管理の措置については、本ガイドラインは高水準であるべきであり、義務的のみなされる規定を定めることに限定されるべきだと思料します。本ガイドラインはまた、採用される安全管理措置は、事業者により、産業部門により異なり、問題のデータの性質及びデリケートさにより異なると認めるべきです。

経産省に対しては、さらに、本ガイドラインで、(i)潜在的投資家又は事業者資産の潜在的購入者が企図する取引に関連するデュー・ディリジェンスを目的として個人情報調査する必要がある場合や、(ii)主体が、事業者によって販売される商品の購入の財務的解決策を提供する場合は、事業者はかかる情報を提供するための同意を必要としないことを明確にするよう求めたいと存じます。事業者が合併又は買収を企図している際に、正当かつ標準的なデュー・ディリジェンスが妨げられるのであれば、日本の会社への投資に対する重大な障害となり、かつ、対日直接投資を奨励するという日本政府の目標は阻まれるでしょう。

II. コメントの詳細

A. 個人情報の定義(本ガイドラインの「1」; 基本法の第2条第1項)

1. 事業又は職業上の情報

本ガイドラインの「1(1)」では、個人情報の定義として、個人の職業、役職及び「公刊物等によって公にされている」情報が含まれています。個人情報の例としては、「会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報」及び「官報、電話帳、職員録等に公表されている情報」が挙げられています。

事業の運営を含み、企業、専門的能力若しくは公的立場にある個人を特定する情報、又は個人の職業的若しくは公的な責任及び活動及び関連の取引を述べる情報は、個人情報の定義から除外されるべきであり、少なくとも、かかるデータが事業の目的で使用された場合に、同一のプライバシー要件に従うべきではないと思料します。EU データ保護法の経験から見て、事業上の目的のために事業又は職業上の情報を収集、使用及び譲渡することに通知と同意の義務を課すことは、相応なプライバシー保護を与えられない上に、極度に時間のかかり、費用がかさみ、かつ負担となり得るものです。名刺に記載されていると期待される内容に、専門的な免許の情報、専門的な職務の説明、及び一般的な勤務スケジュール (例えば、当該個人が職場にいて連絡がとれる時間帯、曜日)などの少数の追加的情報を加えた程度のもものは、ビジネスの関係で利用され、- かつ開示される- と意図し期待しながら個人が提供するものが一般的です。これは、ビジネスの通常の過程で名刺が定期的に交換される日本においては特に当てはまりません。ビジネスの連絡先として名刺を渡す人は、受け取った人が名刺の情報をデータベースに入れ、連絡の際に利用し、関連会社の人を含み、その組織内の他の人にビジネス上の目的で情報を譲渡すると期待しています。

故に、経産省は、個人情報の定義から、「事業の運営を含み、企業、専門的能力若しくは公的立場にある個人を特定する情報、又は個人の職業的若しくは公的な責任及び活動及び関連の取引を述べる情報」を除外するようにお勧めします。その代わりに、経産省は、電話帳及びナビゲーション・システム(本ガイドラインの「1(4)」; 基本法の第2条第4項)の取り扱いに適用される除外規定にかかる情報に拡張して適用することができるでしょう。後者の場合は、個人データであるとはみなされず、故に、事業者に対して課される義務は適用されないこととなるでしょう。ビジネスマンの中でビジネスの連絡情報がビジネス上の目的のために交換されている場合、個人は情報がそのような使用されると期待しているのですから、一般的に言って、同意を得ることは非実用的であり不必要です。本ガイドラインがこの情報に関する除外を一定の事由でのみ認めるなら、除外規定の範囲は著しく狭くなり、例えば、かかる個人に対して情報やマーケティング資料を送ることも許されなくなるでしょう。

2. 暗号化又は匿名化された情報

個人情報の定義に該当する情報を広範なリストで列挙することに加えて、本ガイドラインは、かかる情報が「暗号化されているかどうかを問わず」定義に該当すると示しています。暗号化は、意図する受け手にデータを安全に送信するために用いることができるものであり、データを匿名化するための手段としても用いることができるものです。いくつかのケースでは、事業者は、個人を特定できる要素が暗号化されているデータを受け取ることがありますが、法律によって、及び/又はキーを所有していないか、若しくは不釣り合いな量の時間、努力及び費用

がかかるためにキーの入手が困難か不可能と思われる事実によって、データの暗号解読ができないことがあります。かかる場合においては、当該データは、本ガイドラインが個人情報に該当しないデータの例として挙げている統計的データに近いものです。故に、本ガイドラインでは、暗号化又はその他の手段により匿名化されていたり、事業者が匿名性を破ったり暗号解読するための法律的又は技術的な手段を有していないデータは個人情報とみなされるべきではないと明確に示すように求めます。

また、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの」の具体的な例を記載するとともに、より正確で事業者にとって理解し易いものとするために、取り上げた個人情報の例(例5「特定個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報」)の内容を明確にしていれば、助かります。とりわけ、「比較が困難となるであろう」場合、及び「比較が容易となるであろう」場合の例を挙げただけで助かります。同様の理由により、「個人情報に該当しない情報」について、以下のように、4番目の例を追加していただければ助かります：例4) 匿名化された情報、すなわち、事業者が、利用可能な合理的かつ合法的な手段を用いることにより本人を特定できない場合。例えば、買収対象事業の潜在的買収者が職位及びそれに相当する給与のリストを取得した場合、潜在的買収者が本人を特定するためには、不合理な努力を要するため、買収当該情報は、個人情報の定義には含まれないであろう。

3. 公に入手できる情報

また、公に入手できるデータは個人情報の定義から除外されるべきであり、かつかかる情報を取り扱う事業者は個人情報を取り扱う事業者に課される義務を免除されるべきであると、我々は推奨致します。公に入手できるデータとは、公の記録、ニュース報道、公衆が入手できるようにされた研究、公の名簿及び目録、並びにその他の公開の情報源を含む広い範囲に及びます。例えば、個人が販売目的で製品の広告を出しているホームページにより個人の連絡先の情報をウェブに掲示した場合であっても、かかる情報を当該個人との連絡に用いたり、当該個人に何らかのマーケティング資料を送付するために用いたりしたいと考える団体は、通知、又は恐らく同意を得ることを含み、本ガイドラインのすべての義務を遵守しなければならなくなるでしょう。これは、当該個人が、自らの名を他人及び団体が利用できるようにすることを目的としてウェブに公開したことからすれば、直観に反しておりかつ不必要であると思われます。個人についての真実の情報がいったん公に入手できるようになれば(例えば、特定の個人にかかわるニュース性のある事件についてのニュース記事、又は立法府若しくは裁判所の聴聞で開示された個人に関する情報)、同じ真実の情報をその後を用いることを個人又は政府が統制することは不合理です。

故に、経産省が公に入手できるデータを個人情報の定義から除外されるか、又は少なくとも経産省が、通知及び同意に関する義務を免除する等、公に入手できるデータに適用されるデータ保護義務の範囲を制限されるように我々はお勧めします。経産省は、公に入手できるデータの定義について、アジア太平洋経済協力機構(APEC)のプライバシー・フレームワーク(<http://www.export.gov/apececommerce>を参照)の次の定義を参考にされてはいかがでしょうか。すなわち、「公に入手できるデータとは、個人が故意に公衆に入手可能とさせた当該個人に関する個人情報、公衆が入手可能な政府記録から合法的に入手若しくはアクセスされる個人情報、ジャーナリズムの報道、又は法律により公衆が入手できるものとしなければならない情報を意味する。」

4. 日本以外で収集されたデータ

さらに、経産省は、本ガイドラインが、日本で収集されたのではないが加工及び利用のために日本に移転された個人情報に適用されるのか、それとも日本で収集され利用される情報にのみ適用されるのかを明確にするべきです。例えば、個人情報がヨーロッパから加工と利用のために移転されたとすれば、ヨーロッパのプライバシー規則と日本のプライバシー規則（例えば、通知及び同意）とのどちらが適用されるのでしょうか、それとも両方とも適用されるのでしょうか。基本法の義務をかけるデータにまで拡張すれば、過度の負担となり、日本への投資の意欲をそぐことになるでしょう。経産省は、事業者が日本国外に所在し、サービスを提供するためにのみデータを日本で加工する場合に（データベースストレージ、ITサポートサービス及びコールセンター・サービス等）、本ガイドラインが適用されるかについても明確にすべきです。

B. 通知/目的の特定(本ガイドラインの「2(1)」、基本法の第15条及び第16条)

1. 通知の内容

本ガイドライン「1(7)（「本人への通知」）」に基づき、「直接的に」の文言は削除すべきです。実際には、通知は事業者以外の者によって、間接的に行われると思われる。本ガイドラインは、個人情報の利用を計画する目的すべてについて、事業者が詳細に個々の説明を行うように求めているようです。本ガイドラインによれば、個々の目的と最終的な目的の両者を指定しなければなりません。「顧客サービスの向上」のような一般的な文言では不十分です。この要件が課している基準は、OECD ガイドライン又はEU 指令にみられるものに比べて相当に高いものです。利用の目的は可能な限り具体的に、分かりやすい用語で、合理的に特定できるように説明するべきであると考えられますが、あらゆる可能な目的を列挙するという要件を課すことは、過度に詳細かつ長大な通知を必要とし、個人にとって閲読し難いものとなる結果となると思われます。その上、通知が利用目的それぞれについて行われなければならないとすれば、この要件のために発行しなければならない膨大な通知が生じ、事業者に対して不必要かつ不合理な負担を課すこととなるでしょう。従って、かかる通知は、事業者に対する不当な負担となるだけでなく、本人にとっても無意味であり、プライバシー保護の増大にもならないでしょう。個々の利用目的それぞれを特定する必要なく、目的及び関連目的のカテゴリーを説明すれば十分であるはずで

実に、情報の収集は「特定された、明確な・・・目的」のために行われなければならないとするEU 指令の下でさえ、本人に対して通知する要件は、単に加工の目的を通知することだけです。実際、目的の例は、一つ一つの目的すべてとは反対に、ルーティン化して与えられます。例えば、ある団体が次の目的のために情報を収集すると言えは十分なのです。すなわち、製品の注文に対応すること、顧客が現在及び将来に購入する製品についての顧客サービス及びサポートを提供すること、製品及びサービスに対する便利なアクセスを顧客に提供すること、製品情報、製品アップデート、特別サービス、及び顧客が知りたいと考えられるその他の情報を告知すること。しかしながら、以下の事項についても記載する必要はないように思われます。例えば、「在庫を管理すること、製品を納品すること、請求書を発行すること、支払を保証すること、電話又は出張にて保証サービスを行うこと、製品アップグレードを送付すること、当事者間の訴訟を取り扱うこと、会社の会計及び財務を管理すること、現在の納税義務及び輸出管理義務を遵守すること、など。」

2. 通知の時期

経産省に対しては、基本法の第18条第2項に基づき、可能なら事前の通知を行うべき場合であっても、事前に又は収集の時点で通知を行うことが技術的又は実際上不可能である状況があると明確にするように求めます。例えば、クッキーの場合では、クッキーがセットされ稼動される後にならなければ通知を与えることは技術上不可能です。通知が与えられる前にクッキーが稼動し、情報収集を開始することは、クッキーの機能する仕組みにより要請されることだからです。

3. 通知の場所

与えるべき通知の配置及び形式に関して提供されている例が示唆するのは、現実の通知を、合意書の冒頭ページ、事業者のホームページ、又は本人の端末装置に配置しなければならないということです。本ガイドラインは、通知の所在への言及(例えば、「通知は合意書の裏側にあります」)又はホームページもしくはホームページにリンクされる他のウェブサイト上の通知へのリンクが同様に受け入れられるものであると明確に示すべきです。

4. ビデオ監視に関する通知

さらに、本ガイドラインの「1(1)において、「防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる個人情報」が個人情報に該当する例として挙げられているので、本ガイドラインでは、ビデオ映像だけで個人を特定できるのか、ビデオ映像を個人情報とするために個人に関する別の情報が必要なのかが不明確です。ビデオ映像だけで個人情報となるのなら、また、建物の所有者が建物の安全を提供するために第三者を雇い入れた場合に、使用目的の通知を出す責任があるのは建物の所有者かセキュリティ会社かが不明確です。セキュリティ会社に責任があるとしたら、基本法の第23条第2項に基づき、セキュリティ会社はまた、基本法の第23条第1項(カ又はク)がこのケースに適用されない限り、本人に対して、映像を建物の所有者と共有するのをやめさせる権限を与えなければならなくなるでしょう。故に、ビデオ映像だけでは個人情報とならないことを明確にするか、又は少なくとも、防犯目的のビデオ映像の利用にはオプトアウト同意義務が適用されないことを明確にすることをお勧めします。

5. その他

最後に、本人が使用目的を予見することが「困難な」場合と「困難でない」場合についてもっと例があれば助かります。第15条第2項に基づき本ガイドラインに記載されている例は、非常に限られたものです。事業者のデータ処理のニーズは、事業者の事業の規模と共に高まるでしょうし、事業者は、新たな使用目的について同意を求める必要はありません。例えば、中規模の事業主は、人材及び給与の支払のためにのみ、従業員データを処理することができます。さらに規模が大きくなるにつれて、ストックオプション制度やその他従業員福利制度を取り入れるかもしれません。このような使用が、従業員の同意を必要とする新たな使用目的と介されるべきではありませんし、従業員が合理的に予見し得る使用目的の範囲に該当するとみなされるべきです。さらに、本ガイドラインは、基本法の第16条第3項第1号の「法令」が日本法だけでなく外国の法律又は条例を含むこと、また、基本法の第16条第3項第4号の「国の機関」が日本の政府機関だけでなく、外国の政府機関をも含むことを明文で定めるべきです。

C. セキュリティ (本ガイドラインの「2(3)2)-4); 基本法の第20条)

1. 強制的又は任意的

本ガイドラインのセキュリティに関するセクションは相当に広範囲に及びます。これらの規定の大部分について、経産省は「望ましい」と述べており、故に任意的なものとして推定されますが、これらがデファクト・スタンダードとなり強制的なものと同様にみなされると同様の効果があるでしょう。これらのセキュリティに関する規定は、事実上すべての日本の団体が個人情報を取り扱うための正式な情報セキュリティ部門を設け、それぞれがアクセス、監査、分類スキーム、物理的及び電子的なセキュリティ、研修、監督、契約交渉、及び台帳を扱う新たな内部組織を定めるように求めています。

情報セキュリティ・プログラムは、それぞれの団体にあわせて作成されるべきであり、団体が取り扱う情報の種類を考慮に入れるべきです。小さなハンドバッグ製造業者に大きな多国籍企業と同様の基準を守らせるべきではありません。同様にして、鉄鋼製造コンツェルンのデータ・セキュリティのニーズは、旅行代理店やインターネット・サービス・プロバイダーとは異なるでしょう。

2. 暗号化

我々が経産省に強く求めたいのは、様々な種類の事業者がそれぞれに、事業者が相当な量のデリケートな個人情報を扱う合理的な可能性とともに、事業者の規模と複雑性に適した効果的なセキュリティ・プログラムを形成できるように、本ガイドラインが十分な柔軟性を有するようにすべきだということです。例えば、本ガイドラインの「2(3)-2)では、団体のセキュリティ管理対策部門(「個人データの取り扱いに関する規定等に記載することが望まれる事項」)は、「個人データを移転・送信する場合の個人データの暗号化(例えば、個人データを公衆回線を利用して個人データを送信する場合)、移送時における宛先確認と受領確認(例えば、配達記録郵便等の利用)」と推奨しているようです。暗号化は極めてデリケートな情報を送信する際に、その送信状況によって当該情報が危険にさらされる場合は適当であるかも知れません。送信された個人データを保護するには、かかるデータを暗号化することなく、暗号化されていないデータを私的にリースした電話線その他の安全な経路を用いて送るという別の方法もあります。ところが、文面では、本ガイドラインは、事実上すべての電子メールについて(ほとんどの電子メールにはメッセージを送る個人の氏名と電子メール・アドレスが記載されています)、当該電子メールにデリケートで秘密な情報が含まれているか否かにかかわらず、暗号化を推奨しているのです。その上、ある団体がオフィス用品の購入先である販売業者のビジネス用連絡先の情報(氏名、職場の電子メール、及び職場の電話番号)を送信する場合に、かかる送信を暗号化するように要請するのは極端であるように思われます。

暗号化の費用が法外であると考えられるだけでなく、暗号化が使えるのは受け手がメッセージの暗号を解く能力がある場合のみです。従って、団体が情報を送るためには、まず受け手がメッセージの暗号を解く適格的な能力を有することを確保することが要請されるでしょう。同様にして、団体がデリケートでない個人情報を含むパッケージを郵便で送る場合は、配達確認郵便の利用はかかるパッケージの送付費用を著しく増大させるでしょう。

さらに、全面的に暗号化が要求されることになると、異なる、潜在的に矛盾した政府の規則を遵守する事業者の能力が妨げられるかもしれません。例えば、米国証券取引委員会では、特定の期間内に、Eメールのメッセージを提出することを会社に要求しています。これらの膨

大な量のメッセージが暗号化された場合には、この要件を遵守する事業者の能力が著しく損なわれることになるでしょう。

3. 柔軟性

我々の考えでは、本ガイドラインは、すべての情報を暗号化するべきだとか、あらゆる取引は監査台帳に記入される監査証跡を作るべきであるといった、「一つのサイズで全員に間に合わせる」解決法を提案するべきではありません。むしろ、我々の考えでは安全管理の措置に関するガイドラインは、本質的に極めて高水準のもので、単に、個人情報を取り扱う企業は、組織的、人間的、物理的及び技術的な安全管理の措置をとり、許可されない開示、紛失、又は使用を防止しなければならないと定めるにとどめるべきなのです。セキュリティ対策が適切なものであるか否かは、関係産業の技術状況を鑑みて評価されるべきです。これによって技術進歩を考慮するに足る柔軟性が与えられることになるでしょう。経産省がいくつかの例が必要であると考えるなら、例の数を限定して、これらが単に説明的なものであり、すべての事業者に対して適用されたり適切となるものでは必ずしもないと明確に述べるべきです。経産省はまた、採用される安全管理の措置は事業者により、また産業の部門により異なり、該当するデータの性質及びデリケートさにより異なると述べるべきです。

その上、多くの団体では、すでに、企業秘密等の秘密情報を保護するシステムが採用されており、故に、それらの団体では既存の手順を拡張して個人情報の保護に広げることが可能なはずであり、全く新しいインフラを設ける必要はないはずです。団体が既存のセキュリティ・プログラムを各団体固有の事情にあわせて個人情報の保護に拡張するように奨励されるなら、結果的により大きな個人情報の保護になるでしょう。会社は、既存のインフラを利用することで、はるかに早く個人情報の保護を増大させることができるでしょう。また、これらの既存のシステムは、しばしば時間により検証されたものであり、結果としてもたらされるセキュリティは、特定の事業者にとって適切であったりなかったりするような規制により強制される方式に従って新たに採用されたプログラムによるセキュリティよりも強固なものとなるでしょう。

4. 従業員の非開示契約

同様に、人員の安全管理措置に関するセクションでは、団体が従業員と非開示契約を結ぶように示唆されています。文面では、この義務は、従業員が企業秘密又は個人情報にアクセスするか否かにかかわらず、団体のすべての従業員に適用されるべきものとなります。さらに、建物にアクセスできる個人のリスト及び建物に従業員以外の者が入れる条件を含み、非開示契約に求められる詳細さの水準に従えば、契約書が極端に長いものとなるだけでなく、平均的な従業員には何の契約か理解できないということになるでしょう。故に、かかる義務は団体に対する重大な負担となるでしょうが、個人情報のセキュリティを高めるにはほとんど役に立たないでしょう。

D. 委託先の監督 – 外部委託(本ガイドライン「.2(3)4」; 基本法の第 22 条)

1. 確認作業

基本法の要請では、事業者は、個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して、「必要かつ適切な監督」を行わなければなりません。本ガイドラインの示唆するところでは、かかる監督には、契約で遵守されるべき安全管理措置を実施すること、及び

「対応する契約の内容の遵守、又は予め定められた間隔での定期的な確認作業を行わせること」が含まれるでしょう。予め定められた間隔での定期的な確認作業には法外な費用がかかります。物理的な検査又は監査の代わるものとして、しばしば契約上の保証が利用されています。販売業者は、そのクライアントに対して定期的な確認報告書を提出しなければならないとしたら、その委託の目的である業務を処理することに反して、確認作業の求めに応じることにすべての時間を費やすことになるでしょう。

2. 契約

本ガイドラインは、関係する産業部門又は事業者によって、外部委託契約書は必要であることも必要でないこともあると認識する必要があります。例えば、ある事業者は、ルーティン化したサービスの提供を受けている別の事業者と長期に確立したビジネス関係を確立していることがあります。この場合、契約書は必要ないでしょう。これは、事業者がその関連会社の一つに業務委託する場合にも当てはまるでしょう。さらに、日本では、事業者双方が基本法に服するため、契約書は不要となるかも知れません。比較のために述べれば、EU指令は、契約書を要請してはいません-ただ、かかる加工が「契約、又は委託先を事業者に拘束し委託先が事業者の指示によってのみ行動し情報保護法令を遵守すべきことを定める法律行為に準拠するように」求めるのみです。この理由で、本ガイドラインは、契約書が必要であるか否かは事業者が自ら決めなければならないことであり、これは、事業者と委託先との間のビジネス関係の文脈によって異なると認めるべきであると考えられます。

3. 弁護士、公認会計士等に対する例外

本ガイドラインはまた、委託先はその加工する情報を漏らさないようにするべきだと示唆しています。外部委託関係により開示が必要とされる場合が多いので、情報の漏洩に対する包括的制限は適当ではないでしょう。例えば、団体が広報会社を雇ったときは、当該広報会社が情報を公衆に提供するのが適当です。それを目的とする関係であるからです。同様にして、弁護士や公認会計士のような委託先は、受け取った情報の秘密を法的かつ倫理的な義務として守らなければなりません。その結果的として、事業者は、委託先に課せられるべき義務又は要件を決定する者となるはずですが、本ガイドラインは、かかる規定を定めないことが委託先に対する監督に不適切な点があることを示すものと示唆したり、含意するべきではありません。

4. データ保持

本ガイドラインはまた、契約では個人データが破棄又は削除されるように定めるべきだと示唆しているようです。第一に、本ガイドラインでは、個人データが破棄又は削除されたことによって、事業者が適用される法律に違反することになる場合（例えば、事業者が所定の期間中、自らの事業運営に重要な特定の情報の複製版を保持しなければならないことが法律によって定められている場合）には、個人データを破棄又は削除すべきではないことを承認すべきです。さらにこの要件は、データの完全な破棄又は削除が事実上不可能であるため、技術的に実現できないものです。例えば、データは、しばしばオフサイトで貯蔵されるバックアップ・メディアに貯蔵されるのがほとんど常態となっています。データのシャドウ・コピーもコンピュータ・システム内部に存在するでしょう。これに代わって、本ガイドラインが示すべきものは、事業者がデータを抑制し、又は積極的な活用から除外し、又は可能な箇所すべてからデータを削除できるということです。実に、EU指令でさえも、情報の削除又は破棄を要請するものではなく、一般原則として、情報の収集又は加工の目的上必要でなくなったときは、個人が特定される形で情報を保管してはならないとしています。さらに、団体が正当な理由をもって、

顧客に提供したサービスに関連する情報を保持することはしばしばあります。例えば、業務委託関係が長期契約(例えば、7年から10年)の半ばで終了した場合は、契約がクローズし、顧客による監査が行われる後まで第三者が情報を保持しなければならないことがあります。さらに、訴訟又はその他の紛争が生じ個人情報に関連する場合は、第三者が個人情報を破棄又は削除することを法的に妨げられることもあります。実際、情報は、当事者間の可能な請求権に適用されるべきすべての出訴制限法が消滅するまで保持されるよう要請されるかもしれません。その代わりに、本ガイドラインでは、事業者が、可能な場合にはデータを圧縮したり、データの活用度を弱めたり、又は可能な場合にはデータを削除できることを記載すべきです。

5. 複製

本ガイドラインはまた、契約では、外部委託契約の範囲を超えた、委託先による加工及び使用を禁止するべきであると示唆しているようです。さらに、本ガイドラインは、契約で委託先が個人情報を複製又は複製することを禁止するべきであると示唆しているようです。委託先がその業務の一環として個人情報を複製しなければならない正当な理由は数多くあります。例えば、委託先が情報を別の言語に翻訳するように求められる場合や、委託先が情報を加工する目的で情報を機械語に変換する義務を負う場合もあります。これらの行為はともに情報の複製又は複製の一形態であるとみなされ、故に本ガイドラインに基づき禁止されることがあります。

E. 第三者に対する提供 (本ガイドラインの「2(4); 基本法の第23条)

本ガイドラインの「2(4)では、関連会社が第三者とみなされることを明示に定めています。本ガイドラインは、本条又は本ガイドラインの別の箇所で、関連会社がデータを提供する第三者に課せられた義務の一部又は全部を免除されることを明確にすべきです。実際、企業集団の枠組みにおいて、関連会社数社が、同じ目的を達成するためにデータ処理にかかわることはよくあることです。例えば、顧客契約管理において、一つの関連会社が顧客管理を担当し、受注を行い、別の関連会社が何らかの備品の製造を請合い、さらに別の会社が保守を引き受け、さらにまた別の会社が顧客情報の保管用のサーバー及びデータベースの作動を行う場合です。顧客に関しては、この任務編成は、顧客のプライバシー権にいかなる影響も与えず、また、顧客のデータは、一つの法主体のみによって取扱われているかのように、同様の態様で取扱われます。このような場合に、情報の共有について顧客の同意を得なければならないことは、大規模な組織に悪影響を及ぼすことになり、当該組織は、その法主体を再構築しなければならず、企業集団の他の関連会社に情報を譲渡することについて、顧客の同意を得られなかった場合は、たいいてい、顧客契約を履行することができないでしょう。

少なくとも、経産省は、事業者が継続的な関係を有する者(関連会社の場合のように)とそうでない者との間の区別を設けるべきであると思われる。継続的な関係を有する団体に対しては、事業者と第三者又は事業者とその関連会社は、二つの主体のうちいずれが個人情報の適正な取り扱いについて責任を負うかを決定する能力があるはず。このことは、契約又は行動準則若しくは会社の内部規約(関連会社に関して)等のその他の手段により、達成されるでしょう。事業者と継続的な関係のない団体及び引き続き責任を負うことの不可能な団体に対しては、収集の時点での通知又は個人情報の譲渡に対する同意が適切であるかもしれません。

F. 本人の同意(本ガイドラインの「1(10)」、基本法の第16条第1項、第16条第2項、第16条第3項、第23条第1項)

1. オプトイン/オプトアウト

本ガイドラインの「1(10)」は、好ましい同意の形式として、オプトイン同意の利用を推奨しているようです。オプトアウト同意の例は与えられていないことにより、オプトアウトの方法は受け入れられないことが示唆されています。これは、適切な事前の通知が与えられたときはオプトアウト同意が受け入れられると明白に定めている基本法第23条と矛盾しています。基本法における同意はオプトインを必要とするという解釈は、事業者に対して非常に高く、不合理な負担を課すものです。本人の行為についても、場合によっては、同意を提示するものとして解釈されるべきです。但し、本人に対して明確な通知が与えられていること、かつ、そのような状況下において、個人が自らの行動によりデータ処理に同意することが明白であることが前提になります。例えば、電話で事前に録音されたメッセージにより通知がなされ、かつ、かかるメッセージを聞いた本人がそのまま会話を続けた場合や、通知が明確にウェブサイト上に掲示されているにもかかわらず、当該個人がそのままウェブサーフィンを続けた場合などが挙げられます。オプトアウト手続を明確にしなかった場合、消費者に優位なマーケティング活動を含む、幅広い経済活動に対してマイナス効果をもたらしたり、経済成長を弱めたり、基本法の方針と矛盾する可能性があります。

2. 合併及び買収

さらに、本ガイドラインは、潜在的投資家又は会社資産の潜在的な購入者が企図する取引に関連するデュー・ディリジェンスを目的として個人情報調査をする必要がある場合又は商品やサービスを購入するための資金調達方法を提示する財務顧問に対しては、かかる情報を得るために同意を必要としないことを明確にするべきです。ある程度のデュー・ディリジェンスが完了した後でなければ、合併又は買収の可能性についての協議が極めて秘密性の高いものであることはよくあります。また、個人に対して取引の企図を開示すれば、「インサイダー取引」のリスクが高まります。従って、従業員個人に対して取引の可能性について十分な情報を提供し、インフォームド・コンセントを得られるようにすることは、うまく行かないでしょう。最も負担の重い要件を課しているとされるEU指令の下でさえも、かかる状況においては同意なく開示することが認められるでしょう。さらに、EUの当局は現に、雇用主と従業員の間に力の不均衡があることから、雇用という文脈で同意を用いることに疑問を呈しています。

可能な場合は常に、事業者はデータを匿名化するべきですが、かかる匿名化が不可能である場合もあるでしょう。例えば、潜在的投資家又は会社の買収をもくろんでいる者が、上級幹部に提供される統一報酬についての情報を求めてその報酬を再び与えることができるか判断したり、合併後の新会社が新たな従業員を雇い入れる必要があるかを判断したいと考えるかも知れません。このような場合、同意が求められるべきではなく、事業者は、従業員個人の同意を得ることなく、投資家又は購入者となるべき者と情報を共有することが可能となるべきです。かかる事情の下で同意が必要とされるなら、合併及び買収の取引は非常に困難となり、日本への外国直接投資に対する重大な障害となるでしょう。

3. 設備の売却

設備の売却に照らして、事業者は複数の支払方法を顧客に提示していますが、その中には第三者が提案する支払方法も含まれています。よって、事業者が、顧客が利用可能な各種支

払方法を含め、売却に関して顧客の同意を得るのに時間がかかってしまう場合、商取引にとっては不利益になります。また、売却が一旦完了して、会社がその売掛金を金融機関に対して適法に譲渡できるにもかかわらず、当該譲渡されるべき売掛金に関するデータ転送の同意を顧客から得なければならない場合、これも商取引においては不利益になります。

G. 個人情報の取得 (「2(2); 基本法の第17条及び第18条)

本ガイドラインは、基本法の第17条(「個人情報を取り扱う企業は、個人情報を詐欺又はその他の不正な手段により取得してはならない。’)が故意の行為のみを含み、過失を含まないことを明確にするべきです。さらに別の例があれば助かります。さらに、子供からの個人情報の取得に関するもの以外の例を用いた方が良いかも知れません。子供からの個人情報の収集は、数多くの非常に複雑な問題を提起します。例えば、事業者は、当該事業者がスポンサーとなるゲーム又はコンテストに子供が参加できることを両親に確認するために、子供から両親の個人情報を取得する必要があるかも知れません。

個人から直接回収されていないデータについては、これらをすべて「詐欺又はその他の不正な手段」であると意図的にみなさないことを明確にすべきです。公の情報源から取得した情報(例えば新聞記事)は不正な手段ではありません。また、利害の対立やその他のリスクを回避するために、自身の親族について従業員や代理店に質問すること(例えば、配偶者が政府機関に勤めているかを確認する行為)も不正な手段ではありません。

H. 保有する個人データの取得 (本ガイドラインの「2(5)3); 基本法の第26条)

本ガイドラインにおいて、事業の運営を明らかに妨げる開示の実例はいささか限られているように思われます。例えば、訴訟において、事業者は、多くの場合、予算編成のために、損害賠償額を含めた訴訟費用を算定する必要があります。このような算定額を訴訟相手である従業員、顧客又はその他のビジネスパートナーに提示することは、事業者にとってとても不利益になります。また、事業者が自身の従業員に対して予想データを提供しなければならない場合も、事業者にとって非常に破壊的な結果をもたらすかもしれません。例えば、マネージャーは従業員の昇給額などを提案しますが、これらは明確な金額ではありません。つまり、他のマネージャーの承認を得たり、予算が足りるか確認したり、そして従業員が公正な扱いを受けているか保証しななければならないからです。中間データを開示することは、事業者の事業活動を著しく混乱させてしまいます。

I. 記録の保持及び保有する個人データの開示 (本ガイドラインの「2(5)2); 基本法の第25条)

基本法の第26条第2項に関しては、本ガイドラインによりまた、事業者は合理的であると考える方法で訂正を引き受けることができること、さらに訂正は本人が求めるのと正確に同じ方法で行われる必要がないことを明確にされれば、助かるでしょう。

J. 記録の保持及び保有する個人データの開示 (本ガイドラインの「2(5)2」; 基本法の第25条)

本ガイドラインは、どのくらいの期間、事業者が個人情報の記録を保持しなければならないか、また本人がアクセスできるかという問題については何も述べていません。本ガイドラインにより、合理的かつ適切な期間はしばしば事業者によりまた産業部門によって異なることを考慮に入れながら、適切な期間について示していただければ助かります。この点に関して何らかの方向性を定めなければ、本ガイドラインは、かかる記録を限りなく保持するように要請しており、本人に対してかかる記録の開示を求めることを永久に可能ならしめていると解釈される可能性があります。これは合理的でもなければ、営利上現実に行うことができるものでもなく、善良なプライバシー対策とも一致しません。各産業に対して現在適用されている文書の保持及び文書の開示要件と同一のルールが、該当する各産業に対する個人情報の記録保持及び文書開示の要件にも適用されるように推奨します。

III. さらに明確化が求められる箇所

本ガイドラインの次の箇所については、意図が不明確でありますので、各例について、経産省による明確化を求めたいと存じます。

A. 目的及び適用範囲(本ガイドラインの。)

このセクションの最後のパラグラフは、「事業者団体等が、当該事業の実態を踏まえ、当該団体傘下企業を対象とした自主的ルールである、事業者団体ガイドラインを策定することもあり得る」と定めています。これらの自律的なルールとはどのようなものが不明確です。本ガイドラインは、ある種の会社の行為準則又は規則を用いることができると示唆しているのでしょうか、また、だとすれば、これらの規則と本ガイドラインの関係はどうなるのでしょうか。これらは、本ガイドラインの義務に加えられるのでしょうか、それに代わるのでしょうか。これらの規則には官庁による審査及び/又は承認が必要となるのでしょうか。

B. 個人情報を取り扱う企業の定義における特定の個人の数計算で例が示されていない(本ガイドラインの「1(3)」; 基本法の第2条(3))

4番目の例では、「その内容について関知しない」とはどんな意味でしょうか。例えば、これは、倉庫はかかる倉庫に預託されたものの内容について知るべきではないという意味でしょうか。

C. 個人情報データベースに該当する例(本ガイドラインの「1(2)」)

5番目の例においては、「氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録」は個人情報データベースに該当します。本ガイドラインの「1(1)」で注意しているように、法人その他のグループは「個人」に該当しない以上、「生存している個人」には法人その他のグループに関連する情報が含まれないとすれば、企業別情報が個人情報データベースの定義に該当しなければならない個人情報をどうして含み得るのか理解することは困難です。

D. 同意が必要となる場合の例 (本ガイドラインの「1(1)」、基本法の第16条第1項、第23条第1項)

本人の事前の同意が必要となる場合について、さらに例を挙げて下さい。

E. 基本法の第16条第3項第2号に基づく例 (本ガイドラインの「2(1)」)

本ガイドラインは、基本法を説明しながら、開示が生命、人身又は財産の保護のために必要であり、本人の事前の同意を得ることが困難であるために本人の事前の同意を得ることを要しない場合について2つの例を挙げています。さらに明確化をはかるために、行方不明の債務者を探している金融機関が当該債務者の隣人に対して当該債務者の現住所を訊ねることができるといふ別の例を記載されることをお勧めします。さらに、1番目の例では、次のように述べられています、「健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断やガン検診等の保険事業について、精密検査の結果や受信状況等の情報を、健康増進施策の立案や事業の効果の向上を目的として疫学研究又は統計調査のために、個人名を伏せて研究者等に提供する場合」。提供された情報は、氏名が除去された時に個人を特定できる情報ではなくなるので、もはや個人情報ではないと理解するべきなのでしょうか。それとも、当該情報は基本法を目的として個人情報であるにとどまるが、氏名の除去により提供者は事前の同意を得る要件からのみ除外されると理解するべきなのでしょうか。情報が個人情報にとどまるとすれば、最初の提供者は、かかる情報に関して、第三者の行為に引き続き責任を負うのでしょうか。

F. 本人に対する通知又は公告が必要となる場合の例 (本ガイドラインの「2(2)」;基本法の第18条第1項)

ある本人の個人情報 が別の個人の個人情報でもある場合に生じ得ることを明確にして下さい。例えば、家族数名の住所はしばしば同一です。かかる場合に、事業者は、当該目的のために当該事業者に対してかかる情報を提供していない一又は複数の個人に対して通知する必要があるのでしょうか。

G. 基本法の第18条第4項第2号に基づく例 (本ガイドラインの「2(2)」)

本ガイドラインでは、信用基準等の「企業秘密にかかわるようなもの」の例をさらに挙げるべきです。

H. 基本法の第18条第4項第4号に基づく例(本ガイドラインの「2(2)」)

本ガイドラインでは、また、基本法の第18条第1項から第3項までの規定が、顧客の本人確認及びその請求の回収を明確な目的とする場合において、金融機関が顧客に対して一定の個人情報を含む申込書の提出を求めるときには適用されないと明確にするべきです。

I. 「個人情報保護管理者」の役割 (本ガイドラインの「 2.(3)-2) 、基本法の第20条)

本ガイドラインは、「個人情報保護管理者（いわゆる、チーフ・プライバシー・オフィサー）」の地位は、フルタイムでなければならないのか、あるいは、事業者内で他の職務と兼任できるのかを明らかにすべきです。

J. 採取した記録の漏えい、滅失及び毀損からの適切な保護に関する例 (本ガイドラインの「 2.(3)-2) 、基本法の第20条)

本ガイドラインは、「採取した記録の漏えい、滅失及び毀損からの適切な保護」の例をいくつか提示すべきです。

K. 「委託先に対する必要かつ適切な監督」 (本ガイドラインの「 2(3); 基本法の第22条)

「必要かつ適切な監督」の内容が事業者により、また産業部門により異なるため、本ガイドラインは、委託された個人データの量、委託期間及びその他の要素に応じて「必要かつ適切な監督」の内容が異なることを明確に述べるべきです。

L. 個人データの取り扱いを委託する際に契約書に定めるのが望ましい事項 (本ガイドラインの「 2(3)-4); 基本法第22条)

本ガイドラインのこのセクションにおける第4番目の●に定める内容によれば、委託契約には、「個人データの取扱状況」について、委託元に提出する報告書の内容及び頻度に関する規定を含めるのが望ましいとされます。かかる状況とは何を意味し、何を含めるということなのか、明確にして下さい。

M. 基本法の第23条第4項第2号 (本ガイドラインの「 2(4))

合併、買収又はその他の金融的投資を意図して正当かつ標準的なデュー・ディリジェンスを行う会社の必要性を踏まえて、本ガイドラインは、個人情報を潜在的投資家又は購入者に提供するために同意は必要ないと明確に定めるべきであり、あらゆる反対の規定は削除されるべきです。従って、次の文を削除されるようお勧めします。「事業の承継が行われる以前に、自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、第三者提供となるため、注意する必要がある。」

N. 個人データの委託の例(基本法の第23条第4項第1号)

このセクションは、個人情報を委託先に提供する者がその委託先による個人データの取り扱いについて監督する責任を引き続き負うと定めています。個人情報の提供者が委託先を監督すべきことには原則として賛成ですが、2番目の例で提供されているのは、監督が不可能であるような状況です。この例では、百貨店が品物を顧客に届けるために宅配業者を雇います。品物を届けるために、百貨店は顧客の個人情報を業者に提供しなければなりません(例えば、氏名、住所、及び電話番号)。宅配業者が事業者のためにサービスを行っているにもかかわらず、

事業者は、宅配業者に与えられた個人情報がどのように取り扱われ利用されるかについて監督又は支配するための契約上の権利を有していないのが普通です。しかしながら、この例では、宅配業者は、基本法に服しており、故に、情報を他の目的に使用する前に、関連の個人に直接に通知し、当該個人の同意を得る責任があるはずで

O. 個人データの共同利用項目の例 (本ガイドラインの「2(4);基本法の第23条第4項第3号)

この号のイ)は、本人からみてその共同利用の外延が明確である範囲においては、共同利用者を特定する必要はないと定めています。本ガイドラインは、適切な外延の例をいくつか示すべきです。また、ウ)は、共同利用者による利用の目的につき、「別々の利用目的で利用することはできない」と定めています。本ガイドラインは、同一の利用目的と別々の利用目的の例を挙げて、「別々の」利用目的とはどのような意味かを明確にするべきです。

P. 共同利用条項のさらなる例 (本ガイドラインの「2(4);基本法の第23条第4項第3号)

本ガイドラインは、共同利用条項で許容される個人データの項目の例を示し、ある種の例(とりわけ(A)と(イ))は、「変更することができない」と定めています。これは、この例の項目に対してのみ共同利用が許されるという意味でしょうか。共同利用条項で許容される個人データの項目はこのような仕方では制限されるべきものではなく、むしろ本ガイドラインは柔軟性をもって、特定の事業者及び産業部門にとって適切な共同利用の項目を認めるべきであると思料します。

Q 保有される個人データの改訂 (本ガイドラインの「2(5)-3);基本法の第26条第2項)

本ガイドラインは、事業者は、本人の求めによる訂正を、かかる事業者が合理的と考える方法で実行することができるものと明確に定めるべきです。すなわち、事業者は、要望された訂正を行う合理的な手段をかかる事業者が採用している限り、本人が求めるのと正確に同じ方法で訂正を実行する必要はないはずであるということです。

R. 開示等の求めに従う手続き (本ガイドラインの「2(5)-6);基本法の第29条)

本ガイドラインのこの箇所のiii号の例4)において、開示の請求をする者が本人又はその代理人であると確認する際に、事業者はかかる者の運転免許証又は住民票の写し(本ガイドライン草案が現在意図しているように両者ともにではなく)を検証することができる旨の明文があるべきです。金融機関等による顧客等の本人確認に関する法律(本人確認法)及びその施行規則に基づき、運転免許証又は住民票のどちらかを提出すれば本人確認の形式として十分です(本人確認書類)。

S. 「ホームページ」という表現について

ガイドラインは何度も「ホームページ」という表現を使用しています。「ホームページ」という用語は、ウェブサイトにおける単一のゲートウェイページに限定されます。よって、商行為や技術的な慣行と矛盾するような不必要な限定を避けるためにも、「ホームページ」と

いう表現を「ウェブサイト」又は「ホームページにリンクされたウェブサイト」などの表記に変更したほうがより正確な表現になると思われます。

T. 基本法の遡及的適用に関するさらなる説明の要求

経産省は、本ガイドラインにおいて、基本法が適用されるのは基本法の発効日の後に収集された個人情報に限られ、遡及的な適用はないことを明確にするべきです。基本法の要件を基本法の発効日より以前に収集された個人情報に適用することは、事業者に対して不合理な負担と経費を課すことになるでしょう。

結論

プライバシー・ルールを有効なものとするためには、消費者及び従業員のプライバシーを保護する正当な必要性、並びにグローバルな文脈で自由な情報の流れを保たなければならない事業者の正当な必要性の両者が反映されなければなりません。情報の自由な流通は、消費者及び従業員の利益となることもしばしばあります。プライバシーに対するバランスのとれたアプローチを採用することにより、日本は、生産性の増大及び経済の競争力の強化から巨大な利益を得ることができると考えられます-これは、求職者、従業員、雇用主、投資家、及び納税者にとって、同様に利益となります。しかしながら、このようなバランスを欠いた状態で、グローバル情報経済におけるデータの流れを過度に規制し制限することを進めれば、日本及び世界の顧客に対して、グローバル・ビジネスが費用対効果の高い、カスタマイズされたサービスを提供することは極めて困難になるでしょうし、日本における事業投資の意欲を殺ぎ、減少させるだけででしょう。

日本は、データの加工が現在行われている方法を反映したグローバルなビジネスの必要性と、データ及び個人を適切に保護する必要性の両者に応える柔軟かつ適切に策定されたプライバシー・アプローチを作成することにおいて指導的な役割を演ずることができると我々は信じています。我々は、経産省に対して、本論評で我々が提起した問題点について、これらの本ガイドラインを最終決定する前に取り組んでいただきたいと強く望んでいます。これらの問題点を考慮せずにプライバシーに関する本ガイドラインを定めれば、プライバシー保護体制はより一層の機能不全に陥り、日本に住み働く個人に高水準のプライバシー保護を与えることなく電子商取引の発展を妨げる結果となるでしょう。